

小田原市週休2日制確保モデル工事試行要領(土木工事)

1 目的

本要領は、改正公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に基づき、建設業における担い手の確保を図るための取組として、小田原市が発注する土木工事（港湾関係工事を除く。）の工事現場における週休2日制を確保するモデル工事(以下、「モデル工事」という。)を試行するために必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 通期の週休2日

工事現場において、対象期間内で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。

(2) 月単位の週休2日

通期の週休2日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所日を設けている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(3) 完全週休2日

月単位の週休2日を達成し、かつ対象期間の全ての週において、現場閉所日を土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所日を設けることをいう。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

なお、1週間の定義は、「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる状態をいう。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始した日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了した日をいう。

(7) 対象期間

モデル工事において、週休2日に取り組む期間のことであり、現場着手日から、現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間はあらかじめ対象期間から除くこととする。

また、現場作業を伴わない工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、工事目的外の突発的な災害発生の対応や災害の予想される場合の予防作業期間など、発注者が認めた期間については、その都度、監督員と受注者で協議し、対象期間から除くこととする。

(8) 現場閉所日

工事現場において、一日を通して、現場事務所での事務処理も含む一切の作業を実施しない日をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等は作業から除くこととする。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めることができるものとする。

3 モデル工事

原則として、設計金額(税込)が2,500万円以上の土木工事を対象工事とし、発注方式は、受注者希望型(受注者が、週休2日に取り組むか否かを選択できる方式)とする。ただし、次の条件のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ア 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- イ 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ウ 作業可能期間が限られている等の工期に厳しい制限がある工事

4 モデル工事の実施

(1) モデル工事实施の選択

受注者は、モデル工事の実施の同意・不同意を選択できるものとし、契約後7日以内までに「週休2日制確保モデル工事实施同意(不同意)届」(別紙1)を発注者に提出する。

なお、不同意を選択した場合は、(3)経費補正の実施及び(4)工事成績評定への反映は行わないものとする。

(2) モデル工事实施の内容

実施にあたっては、次のアからオに取り組むこととする。

- ア 受発注者は、工事着手前の施工計画書作成段階において、工期全体に影響を与える事項について情報共有することとする。
- イ 受注者は、毎週、先週の実績と今週の計画工程を示した週間工程表を監督員に提出する。
- ウ 受注者は、当月分の「現場閉所実績報告書」(別紙2)を、翌月5日以内に監督員に提出する。
- エ 受注者は、原則として、工事完成届提出日の20日前までに、最終月の「現場閉所実績報告書」(別紙2)及び対象期間全体の「現場閉所履行報告書」(別紙3)を作成し、監督員へ提出する。
- オ 受注者は、公衆の見やすい場所に、モデル工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

記載内容の例

<p>週休2日制に取り組む工事</p> <p>この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です</p> <p style="text-align: right;">発注者：小田原市 受注者：〇〇建設(株)</p>

(3) 経費補正の実施

現場閉所実績に応じて、「週休2日制確保モデル工事試行要領補足事項(土木工事)」(以下、

「補足事項」という。) (別添)により経費補正し、小田原市工事請負契約書約款第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更する。

(4) 工事成績評定への反映

週休 2 日を達成した場合には、「補足事項」(別添)により工事成績評定に反映する。

なお、週休 2 日が達成できなかった場合及び受注者が不同意を選択した場合であっても減点を行わない。

(5) 週休 2 日の達成基準

ア 通期の週休 2 日

通期の週休 2 日の達成は、対象期間内の現場閉所率が、4 週 8 休以上の水準に達していることをもって判断する。

イ 月単位の週休 2 日

月単位の週休 2 日の達成は、通期の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての月で現場閉所率が、4 週 8 休以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では 4 週 8 休以上の水準に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

ウ 完全週休 2 日

完全週休 2 日の達成は、月単位の週休 2 日を達成し、かつ対象期間内の全ての週(月曜日から日曜日までを基本とする)において、土曜日及び日曜日に現場閉所されたことをもって判断する。ただし、受注者の責によらず土曜日や日曜日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に受発注者間で協議した上で、同一の週で土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を指定することができる。

5 アンケートの提出

受注者は、工事完了後、アンケートを提供するものとする。

6 その他

「現場閉所実績報告書」(別紙 2)、「現場閉所履行報告書」(別紙 3)、週間工程表及び月間工程表の内容に疑義が生じた場合には、発注者は、受注者に疑義の内容についてヒアリング等を行い、その経緯・原因等を確認したうえで、虚偽が明らかになった場合は、工事成績評定の修正等の措置を行う。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公表するモデル工事に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 8 月 4 日以降に公表するモデル工事に適用する。
- 2 土木工事標準積算基準書(令和 6 年 7 月 1 日)を適用しているモデル工事については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

週休2日制確保モデル工事試行要領補足事項(土木工事)

1 経費補正の実施

(1) 受注者希望型(要領4 (3)関係)

現場閉所実績に応じて、下表の経費にそれぞれの係数を乗じた補正を行う。

現場閉所実績	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休2日 (全週現場閉所率 28.5% (2日/7日) 以上)	1.02	—	1.02	1.03
月単位の週休2日 (全月現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	1.02	—	1.01	1.02

※ 材工一式での見積単価、工場製作工については、労務費、機械経費(賃料)の補正対象としない。

2 工事成績評定への反映(要領4 (4)関係)

現場閉所実績に応じて、工事成績評定で下表の加点を行う。

現場閉所実績	加点
完全週休2日	2点
月単位の週休2日	1点